

# 荷主と 物流事業者とが 連携した 物流の効率化 のために



ドライバー不足の中、時間外労働規制が適用され、  
輸送コスト上昇や物流の停滞のおそれがある

「物流の2024問題」解決のために、  
物流効率化法が改正されました。

また、産業の国際競争力の強化や消費者ニーズの  
高度化・多様化への対応、小ロット多頻度配送によって  
生じる環境負荷の増大といった  
課題への取り組みも焦点となっています。

即日配送や再配達だけではなく、  
荷役作業や待ち時間など、物流事業者の負担に  
頼ってきたところが大きかった物流産業ですが、  
荷主、物流事業者が互いに協力し合い、これまで以上に  
効率化を実現することによって、物流事業者への  
負担を軽減し、大切な社会インフラである物流を  
支えていくことへとつながります。

法改正で目指すのは、令和10年度までに  
荷待ち・荷役等時間を1人当たり  
年間125時間削減すること、輸送能力を  
増加させ、全体の車両で積載効率44%を  
実現することです。物流改正法は  
大きく次の3つに分類できます。

荷主・物流事業者  
に対する  
規制的措置  
(物流効率化法  
改正)

トラック事業者の  
取引に対する  
規制的措置  
(貨物自動車運送  
事業法改正)

軽トラック事業者  
に対する  
規制的措置  
(貨物自動車運送  
事業法改正)

荷主、物流事業者、消費者がそれぞれに意識を変えて行動をしていくこと。  
 小さなことでも続けていき、つながっていくことで、物流はもっと効率化できる。  
 それぞれの立場から、変えてほしい意識や行動を、  
 わかりやすくアイコンにまとめました。



物流統括管理者を  
設置しよう



運送契約を  
書面化しよう



物流コストを  
可視化しよう



荷役作業を  
効率化しよう



テールゲートリフターを  
導入しよう



標準仕様パレットを  
使おう



配車・運行計画の  
最適化を心がけよう



無理な運送は  
やめよう



中継輸送拠点  
を活用しよう



モーダルシフトを  
推進しよう



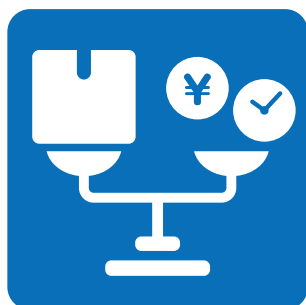
荷待ち・荷役などの時間を  
適切に把握しよう



積載率の  
向上に努めよう



実運送体制管理簿を  
作成しよう



委託先への発注を  
適正化しよう



運送利用管理規程を作成しよう/  
運送利用管理者を選任しよう

物効法改正の詳細と  
アイコンのダウンロードは  
こちら



<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/>